

申 請

平成23年11月10日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

神奈川県知事
黒岩 祐治

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第3項に
基づく平成23年11月1日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

真鶴町において産出された茶（秋冬番茶以降）

解除を申請する理由：別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

真鶴町で産出される秋冬番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

品 目	検査日	地 点	測定結果
			放射性セシウム (Bq/kg)
一番茶 (生葉)	5/13	真鶴町①	530
秋冬番茶 (荒茶)	11/2	真鶴町①	360
		真鶴町②	500
		真鶴町③	290

* 検査地点の選定方法

・真鶴町の茶は多くが柑橘園の周囲で垣根として植えられており、茶園としては県道135号の新道及び旧道周辺に点在している。この中から、偏りが出ないように選定した。茶園は平坦地及び南東向き斜面となっている。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、町内で3か所以上の地点においてモニタリング検査を実施し、公表する。

4 解除後の出荷管理

各荒茶工場及び株式会社神奈川県農協茶業センター等出荷団体に対し、出荷先の捕捉を可能とするため、入荷先及び販売先等の記録の保存を求める。

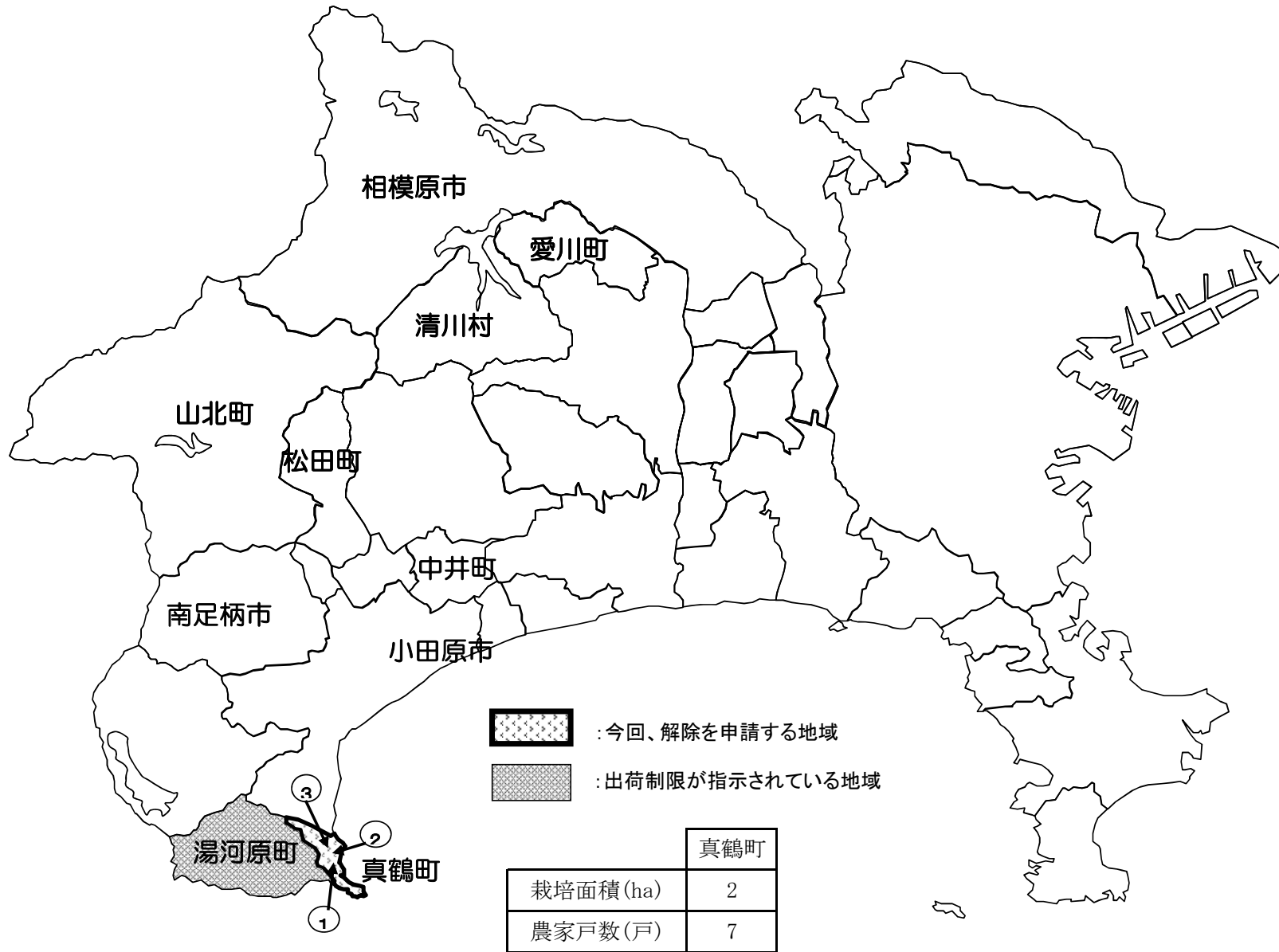
また、真鶴町で産出された本年産茶（一番茶）、湯河原町で産出された本年産茶については引き続き流通させないよう、該当町、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施するとともに、流通させる荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

なお、真鶴町では一番茶の茶葉は、ほとんどが生葉の段階で処分されており、一部、真鶴町内にある荒茶工場で荒茶加工されたものについては、生産者が引き取って処分しているため、工場内には暫定規制値を上回る荒茶は残っていない。

5 解除後のモニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が出た場合、該当地域の「茶」について、すみやかに出荷自粛を要請する。

[神奈川県における茶の出荷制限状況]



栽培面積：H18年神奈川県農林水産統計年報より
 農家戸数：2010年農林業センサスより